

特別障害者手当、障害児福祉手当 現況届の提出はお早めに

☎(特別障害者手当) 障がい福祉課 ☎922-1436 ☎922-1153
(障害児福祉手当) 子育て支援課 ☎922-1483 ☎922-3274

特別障害者手当と障害児福祉手当の受給資格の認定を受けている人に現況届を送付します。必要事項を記入し、8月12日(木)~9月13日(月)(土・日曜日、祝日を除く)に各担当課へ提出してください。

特別障害者手当

■対象者 20歳以上で、常時寝たきりの人や意思疎通が困難な人等、障がいにより日常生活の中で常時特別な介護を必要とする人

■手当月額 2万7350円

■支給要件 ・施設に入所していないこと
・継続して3か月を超えて病院等に入院していないこと
・所得制限限度額を超えていないこと

障害児福祉手当

■対象者 20歳未満で、障がいにより日常生活の中で常時介護を必要とする人

■手当月額 1万4880円

■支給要件 ・施設に入所していないこと
・障がいを支給事由とする年金を受給していないこと
・所得制限限度額を超えていないこと

所得制限

各手当は、障がい者本人またはその配偶者若しくは扶養義務者に一定額以上の所得があるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給を停止します。

■所得制限限度額の一例 (令和3年度)

扶養親族等の人数	支給停止になる所得額※1	
	本人所得※2	扶養義務者※3所得
0人	360万4000円	628万7000円
1人	398万4000円	653万6000円
2人	436万4000円	674万9000円
3人	474万4000円	696万2000円
4人	512万4000円	717万5000円

※1 所得額とは諸控除後の額です。
※2 特別障害者手当の本人にかかる所得については、非課税の年金等も所得に含みます。
※3 扶養義務者とは障がい者本人と生計を同じくする障がい者本人の直系血族、兄弟姉妹をいいます。

令和4年4月1日採用 市立病院新規採用職員 ＜臨床検査技師＞

職員募集

☎市立病院経営管理課 ☎946-2200 ☎946-2211

☎8月27日(金)(消印有効)までに市立病院(同病院ホームページからも入手可)、市職員課、各サービスセンターで配布する試験申込書を郵送で〒340-8560同病院経営管理課へ。

■試験日: 9月4日(土)

■試験内容: 一般教養・論文・面接

※面接の詳細は市立病院ホームページで確認を。

■採用人数: 若干名

■受験資格等

- (1)昭和46年4月2日以降に生まれた人
- (2)臨床検査技師の免許及び細胞検査士の資格を有し、細胞検査士としての実務経験が15年以上ある人
- (3)細胞診断のみでなく、病理標本作製や、病理解剖などの病理一般業務に従事できる人



介護保険推進委員会

委員募集

☎長寿支援課 ☎922-1342 ☎922-3279

✉chojushien@city.soka.saitama.jp

介護保険事業について意見を述べ、検討する市民委員を募集します。

■対象 市内在住の40歳(11月1日現在)以上の市介護保険被保険者で市の他の審議会等の委員になっていない人

■募集人数 男女1人ずつ

■任期 令和3年11月1日~同6年10月31日まで(3年間)

■報酬 会議1回につき7000円

■公開抽選 9月7日(火)午前10時から西棟第1会議室で

☎8月31日(火)までに市役所情報コーナー・サービスセンター等で配布する応募用紙(市販のA4用紙でも可)に審議会の名称・氏名(ふりがな)・住所・性別・生年月日・年齢・電話番号(あればファクス番号)・公開抽選日の出欠・現在の職業・主な職歴・地域活動等の経験・小論文「草加市の介護保険について」(600~800字)を記入し〒340-8550長寿支援課へ。ファクス、メールでも可。

重い障がいのある人を対象に医療費助成を行います 重度心身障害者医療費の助成

☎後期高齢者・重心医療室 ☎922-1035 ☎922-3178

■対象となる医療費

医療機関等で保険診療にかかる医療費の最終的な本人負担額(1~3割)及び入院時の食事療養標準負担額等の1/2

■対象者

次の手帳等が交付され、本人の所得が所得制限基準額(右表)を超えない人。

- ・身体障害者手帳1~3級
- ・療育手帳A~B
- ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床の入院費用は助成対象外)
- ・65歳以上で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた被保険者(主に身体障害者手帳4級の一部や精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受けている人、障害基礎年金1、2級の人)

※平成27年4月1日以降に65歳以上になり、新規に手帳を交付された人は対象外(すでに重度心身障害者医療費の受給資格があり所得が所得制限基準内の人は65歳以降も対象です)。

平成31年1月1日から所得制限が導入されました

▶新規で受給資格登録申請する人を対象に、所得制限が導入されました。未成年者を含め、本人の前年の所得(1~9月に登録申請の場合は、前々年度の所得)が所得制限基準額を超えた場合は、障害要件を満たしていても医療費の支給を受けることができません。

▶所得は年度ごとに判定し、本人の所得が基準額を超えると、その年の10月から翌年9月末までの診療にかかる医療費助成が停止されます。

▶平成30年12月31日までに受給資格があった人は、経過措置により令和4年10月1日以降の診療分から適用されます。

所得※1制限基準額の一例 (令和3年度)

扶養親族等の数	なし	1人	2人
基準額※2	360万4000円	398万4000円	436万4000円

※1 所得とは諸控除後の額です(税法上の控除とは異なります)。
※2 扶養親族等の数が1人増えるごとに38万円を加算。